

## 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令」の一部改正（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	項目	意見の概要	考え方
1	第6条第1項	<p>改正法による改正後の独占禁止法第7条の2第1項第3号において、不当な取引制限の課徴金の算定基礎として密接関連業務が規定されたのは、不当な取引制限では、違反事業者が違反行為に係る商品等の売上額等とは別に、密接関連業務により「対価」を得ることがあり、例えば、当該商品等を供給しないことの「見返り」として行う業務（下請受注等）は当該商品等の供給と密接に関連して行われるため、その対価に相当する額も算定基礎に追加する趣旨であると考えている。そこで、施行令改正（案）第6条第1項の「条件として」や「商品又は役務を供給するために必要とされるもの」との文言には、このような「見返り」性のあるものを対象とするという趣旨が反映されていることを確認したい。また、具体的にいかなる場合が該当するのかを例示いただきたい。（団体）</p>	<p>密接関連業務については、「違反行為……に係る商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う」業務であることが要件とされており、違反行為者が他の違反行為者に対して違反対象工事の受注を譲ったことの見返りとして行う業務はこれに該当すると考えます。</p> <p>また、「当該違反行為をした他の事業者……が当該違反行為に係る商品又は役務を供給するために必要とされるもの」については、例えば、違反行為の対象となった商品の部品や原材料である場合、他の違反行為者が受注した物件の下請工事である場合等が該当します。</p> <p>密接関連業務については、改正案においてその要件が明確に規定されていますので、運用指針等を作成する必要はないものと考えます。</p>
2	同上	<p>「法第七条の二第一項第三号……の政令で定める業務は、……当該違反行為をした他の事業者……又はその完全子会社等のうち当該違反行為……をしていないものが当該違反行為に係る商品又は役務を供給するために必要とされるものとする。」としているが、何が「必要」とされるか明確でないため、運用指針で過去の事例を記載するなど分かりやすくすべきである。（弁護士）</p>	
3	第13条第1項	<p>密接関連業務を「違反行為に係る商品又は役務の供給を受ける者に対し、当該商品又は役務の供給を受けるために必要</p>	<p>支配型私的独占については、例えば、次のような業務を行っていた場合には、その業務の対価を課徴金の対象</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>な情報の提供，事務の管理その他の役務を提供する業務」としているが，「必要な」との文言により，同項が規律する密接関連業務は，その業務が違反行為に利用された場合などに限定されることを確認したい。また，具体的にいかなる場合が該当するのかを例示いただきたい。（団体）</p>	<p>とし，違反行為の抑止を図る必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の工事において，受注予定者の決定，入札価格の決定等を行っていた違反行為者が発注者から委託を受けていた当該工事に係る施主代行業務（入札執行の補助等）</li> </ul>
4	同上	<p>「法第七条の九第一項第二号の政令で定める業務は，……必要な情報の提供，事務の管理その他の役務を提供する業務とする。」としているが，これらの業務がなぜ密接関連業務となるのか，また，「その他の役務」はどのようなものを運用指針等で説明し，過去の事例を記載するなど分かりやすくすべきである。（弁護士）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反行為者が発注者に対して違反行為に係る商品又は役務の仕様書等を作成するための情報を提供する業務</li> </ul> <p>支配型私的独占の密接関連業務は，違反行為の抑止を図る観点から，「その業務が違反行為に利用された場合」に限定していません。</p> <p>また，「情報の提供」や「事務の管理」以外の役務を提供する業務も「違反行為に係る商品又は役務の供給を受ける者に対し，当該商品又は役務の供給を受けるために必要な」ものであれば密接関連業務に該当し，当該業務については改正案においてその要件が明確に規定されていますので，運用方針等を作成する必要はないものと考えます。</p>

その他，以下の御意見を頂きました。

- 判別手続の担当職員と事件審査の担当職員との間でファイアウォールを確保すべきではないか。（個人）